

川崎市聴覚障害児支援連絡調整会議運営等要綱

(6 川健障計第 6 5 6 号健康福祉局長専決)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、聴覚障害児及びその家族に対し、早期から必要な支援を切れ目なく提供することを目的とし、保健、医療、福祉、教育等の各分野の関係機関による支援内容の共有、支援に当たっての連絡調整並びに連携した取組の効果的な実施等につなげるため、「川崎市聴覚障害児支援連絡調整会議（以下「調整会議」という。）」の設置、運営に関して必要な事項を定める。

(連絡調整事項)

第 2 条 調整会議における連絡調整事項は、次のとおりとする。

- (1) 聴覚障害児支援の現状と課題の整理・情報共有に関すること。
- (2) 聴覚障害児支援における関係機関の連携・調整に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(委員)

第 3 条 調整会議の委員は、別表 1 及び別表 2 に掲げる者に就任を依頼する。

(会議)

第 4 条 調整会議は、別表第 1 に掲げる者のうち、健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長（以下「障害計画課長」という。）が必要に応じて招集し、その会議の議長となる。

2 別表第 1 に掲げる者のうち、出席が困難な者がいる場合は、代理の者の出席を可能とする。

(関係者の出席)

第 5 条 障害計画課長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明

又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 調整会議会の庶務は、健康福祉局障害保健福祉部障害計画課において処理する。ただし、その業務の一部又は全部を委託することができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

No.	市 職 員
1	健康福祉局 障害保健福祉部障害計画 課長
2	こども未来局 保育・子育て推進部運営支援・人材育成 担当課長
3	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室母子保健 担当課長
4	教育委員会事務局 川崎市立聾学校 校長
5	教育委員会事務局 総合教育センター特別支援教育センター 室長
6	教育委員会事務局 学校教育部支援教育課支援学校 担当課長

別表第 2（第 3 条関係）

No.	各種関係団体等を代表する者
1	聖マリアンナ医科大学病院 【役職】
2	関東労災病院 【役職】
3	川崎市医師会 【役職】
4	特定非営利活動法人川崎市ろう者協会 【役職】
5	療育センター 保護者代表
6	川崎市立聾学校 保護者代表
7	中央療育センター 所長
8	川崎市聴覚障害者情報文化センター 施設長